

第20回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和7年3月24日（月）午後2時00分～午後3時22分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、
5番：小島委員、6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、
10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、13番：永岡委員、
14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、17番：村田委員（会長）、
18番：宇梶委員、19番：高橋委員

（議席番号順）

欠席委員

9番：刈部委員

会議経過

1 開 会

出席委員18名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号3番の平出委員、4番の中山委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案書1ページ議案第1号及び4ページ12号は、どちらも、令和7年3月14日付けで取り下げ書が提出され、取下げとなりました。

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号は取下げとなりましたので、議案第2号から7号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 取下げとなった議案第1号を除く、議案第2号から7号について御説明いたします。

議案第2号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小ため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取

得し、麦を作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター5台、コンバイン1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は、年齢等の理由で離農するため、譲受人は、親から農地を引継ぎ、営農するため、贈与により農地を取得し、水稻及び大根を作付けする旨の申請です。申請人の関係は、父と子です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター、田植機、草刈機を導入予定であります。申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、借受地を取得し耕作するため、申請地を売買により取得し、ネギを作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター2台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明します。国本地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、ネギを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、耕運機1台を導入予定です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、耕運機2台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 取下げとなった議案第 1 号を除く、議案第 2 号から 7 号について議案第 2 号から 7 号までの 6 議案について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。取下げとなった議案第 1 号を除く、議案第 2 号から 7 号までの 6 議案について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。2 ページを御覧ください。
「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」、議案第 8 号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第 8 号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、水稻を作付する旨の申請です。トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第 3 条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第 8 号議案について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第 8 議案について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。3 ページを御覧ください。
日程第 2「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、議案第 9 号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第 9 号について御説明いたします。清原地区の申請です。申請人が居住する住宅が国道拡幅事業により収用されるため、南側の申請地を利用し、同時利用地である宅地と併せ、自己用住宅を建築する旨の申請です。給排水計画については、水道は市の上水道に接続し、排水は合併浄化槽により、処理後、敷地内浸透槽により宅内処理するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、栃木県より発行された収用証明書及び土地売買契約書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置することから第 2 種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第 4 条許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第 9 号議案について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 議案第9号議案について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページを御覧ください。

日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、取下げとなった議案第12号を除く、議案第10号から16号までの6議案について一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号から16号までの6議案については、全て太陽光発電施設を目的とした転用申請であり、全て非FIT法によるもので、譲受人と小売電気事業者との間で、太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。また、土地利用計画についても、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲をフェンスで囲む計画で、年数回の除草作業を行う計画であり、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっておりますことから、以上の共通した部分の説明については、省略させていただきます。

議案第10号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和4年7月6日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル156枚を設置し、年間発電量100,429キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み14円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は53万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、平成7年7月13日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル168枚を設置し、年間発電量103,618キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み8.5円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は67万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2

種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は、発電・売電するため、申請地に30年間の地上権を設定し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。借受人は、昭和22年3月4日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル1,600枚を設置し、年間発電量1,256,767キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み15円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は580万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は瑞穂野地区市民センターから300メートル以内の区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、平成31年1月29日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル164枚を設置し、年間発電量105,027キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み8.5円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は73万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費、施設整備等を、関連会社からの融資により賄う計画で、関連会社の金融機関の残高証明書及び融資を証明する書面が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、議案第11号と同じ法人であり、平成7年7月13日に設立し、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル168枚を設置し、年間発電量110,783キロワットアワーを予定しており、売電単価税込8.5円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は59万円程度となる見込みです。資金

計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置することから第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号について御説明いたします。上河内地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、平成23年6月1日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール168枚を設置し、年間発電量112,784キロワットアワーを予定しており、売電単価8.5円で計算しますと、経費等を除いた年間の利益は78万円程度となる見込みです。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第12号を除く、議案第10号から議案第16号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第12号を除く、議案第10号から議案第16号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第17号から21号までの5議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第17号について御説明いたします。姿川地区の申請です。借受人は、医師であり、独立するため、申請地に30年間の賃借権を設定し、診療所を建築する旨の申請で、都市計画法第34条1号の「診療所」に該当します。借受人は、獨協医科大学病院等で呼吸器内科及びアレルギー内科の医師として携わってきましたが、この度、地域医療に貢献することを目的として、獨協医科大学病院から車で15分、済生会宇都宮病院及び自治医科大学病院へ車で30分程度という、総合病院と連携の取りやすい当該申請地において、診療所を建築する計画に至ったものです。土地利用計画については、敷地内はアスファルト敷きとし、2階建ての診療所1棟、送迎車や患者用の駐車スペース20台分を併せて整備する計画です。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は浸透槽にて処理する計画となっております。

資金計画については、事業費の全額を融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第18号について御説明いたします。姿川地区の申請です。借受人は、議案第17号の診療所の建築に伴い、申請地に30年間の賃借権を設定し、調剤薬局を建築する旨の申請で、都市計画法第34条1号の「日常生活のため必要な物品の販売、医薬品を扱う小売業」に該当します。借受人は、平成6年6月15日に設立した法人で、薬局の経営を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内はアスファルト敷きとし、1階建ての店舗1棟、及び12台分の駐車スペースを整備する計画で、隣接する診療所と併せた外周をフェンスで囲む計画となっております。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は浸透槽により敷地内で処理する計画です。資金計画については、事業費の全額を自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第19号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人が、園芸用土等を採取するため、申請地に3年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請であり、進入路部分として、山林に鉄板を敷いて同時利用する計画となっております。借受人は、平成28年9月1日に設立した法人で、園芸用土の製造及び販売等を主な目的としております。計画によりますと、作業時間は、午前8時00分から午後5時00分まで、保安距離として隣接地から1メートル以上、掘削角度は45度、掘削の深さは3メートル、周辺は安全柵を設置し、第三者の進入を防ぎます。搬入路については鉄板を敷設し、採掘、埋戻し期間、埋戻し完了後、道路の点検・補修を行います。埋戻し用土については、自社所有の建設残土で埋め戻した上に、現在の表土50センチを埋戻し、現在の農地の高さに戻す計画となっております。重機等については、採掘時は自社所有のバックホウ1台、4トンダンプ3台、埋戻し時は自社所有のバックホウ2台、他社所有の10トンダンプ3台を使用する計画となっております。道路使用届出は、令和7年2月21日、市道路管理課へ提出されております。なお、周辺の道路が狭く、進入部分の山林から掘削する農地までは高低差もあり、通常の土採取事業とは違い、時間を要することなどから、3年間の期間設定になっております。資金計画については、事業費等を全額自己資金により賄う計画となっており、金融機関

の残高証明書が添付されております。借受人の農地における土採取の実績ですが、前回地は飯田町の畑1,596平方メートルで、令和6年7月29日に許可を受け、70パーセント埋戻しが完了しており、前々回地は同じく飯田町の畑8,043.54平方メートルで、令和4年8月29日に許可を受け、100パーセント農地に復元されております。申請地は、農振農用地となっておりますが、一時転用で農地に復元する計画であることから立地基準の例外に該当します。なお、申請書には、「事業実施については、安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は、耕作可能な農地に復元し、農業委員の現地立会のもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されております。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人は、現在、約22ヘクタールの経営規模により、水稻を中心に農業を営んでおりますが、既存の農業用倉庫が手狭なため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、新たに農業用倉庫を設置する旨の申請です。貸付人と借受人の関係は親子であります。土地利用計画については、敷地内を整地した後、農農業用倉庫2棟及びもみ殻置場等を設置する計画となっており、給排水設備は設置せず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行令第4条第1項第2号イ、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当するため、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第21号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人が、砂利採取のため、申請地に1年の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請です。借受人は、昭和44年8月9日に設立した法人で、砂利採取業を主な目的としております。計画によりますと、作業時間は午前8時00分から午後5時00分まで、隣接地との保安距離として東側の田から2メートル、それ以外は5メートル以上を確保し、掘削角度は45度、掘削の深さは最大8メートル、外周は防護柵で囲い、作業終了時はチェーンにて施錠する計画となっております。また、西側及び南側の水路及び道路を利用するため、市道路管理課に法定外公共物占用許可申請書及び道路使用届出を提出済みです。また、「進入路及び運搬路を利用する

際には、農耕車等優先で十分に安全確認を行い、通行者や歩行者等に注意して事故等を起こさないよう注意する」こととしております。使用する重機等については、所有するバックホウ2台、ブルドーザー2台、10トンダンプ6台を使用し、埋戻し用土については、上小倉町に事務所のある法人が所有する土砂3,456立方メートル、宮山田町に事務所のある法人が所有する土砂25,107立方メートル、日光市に事務所のある法人が所有する土砂1,000立方メートル、鹿沼市に事務所のある法人が所有する土砂5,000立方メートルを埋戻し用土として用いる計画で、栃木県陸砂利採取業協同組合から農地復元の保証書が添付されております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における砂利採取の実績ですが、前々回地は上小倉町の田10,083平方メートルで、令和3年6月1日に許可を受け、100パーセント農地に復元されており、前回地は上小倉町の田5,748平方メートルで、令和6年4月1日に許可を受け、こちらも100パーセント農地に復元されております。申請地は農振農用地であります。一時転用で農地に復元する計画であることから、立地基準の不許可の例外に該当します。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第17号から21号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第17号から21号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページを御覧ください。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第22号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第22号について御説明いたします。河内地区の申請です。借受人は、鉄塔工事のため、申請地に5か月間の賃借権を設定し、資材置場として一時転用する旨の計画です。借受人は、平成27年4月1日に設立された法人で、電気事業等を主な目的としております。計画によりますと、栃木県県北・中部地域の低圧再生可能エネルギーの連系増加に伴い、一部鉄塔建替え工事等を行い、電力ネットワーク増強を実施する計画です。なお、電気事業者が送電用もしくは配電用の施設として、鉄塔や鉄塔設置するために必要な道路等については、農地転用許可不要となっておりますが、鉄塔に隣接する農地の一部を資材置場として利用するものについては、一時転用の許可が必要となります。土地利用計画については、丸太及び鉄板を敷設し、資材置場及び作業場として利用するもので、周囲は

ガードフェンスを設置する計画となっております。資金計画については、整地費及び賃料等を全額自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農用地であります。一時転用で農地に復元する計画であることから、不許可の例外に該当します。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第22号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第22号について、「申請のとおり許可する」ことに御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページを御覧ください。

日程第4「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第23号から37号までの15議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。議案第32号から36号は、11番委員の親族が代表を務める法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで11番委員に退出していただきま

委員 (11番委員退出)

事務局 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、説明いたします。相対による契約です。

7ページ議案第32号から36号を説明いたします。借受者は、議席番号11番委員の親族が経営する法人でありまして、上河内地区の計画です。田の貸し借りが4件、畑の貸し借りが1です。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第32号から36号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 議案第32号から36号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第32号から36号が終了しましたので、11番委員に入室・着席していただきます。

委員 (11番委員入室)

議長 審議済の議案第32号から36号を除く、23号から37号について、事務局

の説明をお願いします。

委員 議案第23号、24号は、平石地区の計画です。田の貸し借りです。
議案第25号は、清原地区の計画です。畑の貸し借りです。
議案第26号から28号は、横川地区の計画です。田の貸し借りです。
議案第29号、30号は、国本地区の計画です。田の貸し借りです。
議案第31号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りです。
議案第37号は、河内地区の計画です。田の貸し借りです。
これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 審議済の5議案を除く、議案第23号から37号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の5議案を除く、議案第23号から37号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。8ページを御覧ください。

日程第5「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」，議案第38号から22ページ254号までの217議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。議案第213号及び214号は、11番委員の親族が代表を務める法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで11番委員に退出していただきます。

委員 (11番委員退出)

議長 それでは、議案第213号及び214号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページ議案第213号及び20ページ議案第214号を御説明いたします。借受者は、議席番号11番委員の親族が経営する法人でございまして、上河内地区の計画です。田の貸し借りと田と畑の貸し借りです。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第213号及び214号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第213号及び214号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第213及び214号が終了しましたので、11番委員に入室・着席していただきます。

- 委員 (11番委員入室)
- 議長 審議済の議案第213号及び214号を除く、38号から254号について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 8ページ議案第38号から52号は、平石地区の計画です。なお、議案46号は、瑞穂野地区の1筆を含む計画です。田の貸し借りが15件です。
- 9ページ議案第53号から68号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが13件、畑の貸し借りが3件です。
- 議案第69号から10ページ議案第94号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りが20件、畑の貸し借りが6件です。
- 議案第95号から12ページ議案第116号は、横川地区の計画です。田の貸し借りが21件、田と畑の貸し借りが1件です。
- 議案第117号から13ページ議案第132号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りが11件、畑の貸し借りが1件、田と畑の貸し借りが4件です。
- 議案第133号から14ページ議案第145号は、姿川地区の計画です。田の貸し借りが11件、畑の貸し借りが2件です。
- 議案第146号から148号は、城山地区の計画です。田の貸し借りが3件です。
- 議案第149号から16ページ議案第165号は、国本地区の計画です。なお、議案第149号は、城山地区の1筆を含む計画です。田の貸し借りが11件、畑の貸し借りが5件、田と畑の貸し借りが1件です。
- 議案第166号から172号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りが4件、畑の貸し借りが3件です。
- 17ページ議案第173号から178号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りが6件です。
- 議案第179号から18ページ議案第189号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りが11件です。
- 議案第190号から審議済みの議案第213号、214号を除く、21ページ議案第233号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りが33件、畑の貸し借りが8件です。
- 議案第234号から22ページ議案第254号は、河内地区の計画です。田の貸し借りが21件です。
- これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。
- 議長 審議済の2議案を除く、議案第38号から254号について、質疑願います。
- 委員 (意見等なし)
- 議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の2議案を除く、議案第38号から

254号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。23ページを御覧ください。

日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」、議案第255及び256号について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第255号は、城山地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、飯田町の田1筆、1,377平方メートルを売買により取得するものです。

議案第256号は、篠井地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、石那田町の田1筆、8,706平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第255号及び256号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第255号及び256号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。24ページを御覧ください。日程第7「農地移動適正化あっせん基準の見直しについて」、議案第257号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 この事業は、農業委員会法第6条及び農振法第18に基づき、農地の所有者等から、農業振興地域内の農地の売買、貸借又は交換について農業委員会のあっせんを受けたい旨の申出があった場合、あっせん基準の要件を満たした受け手等へあっせんを行う事業であります。

1の改正の経緯にありますように、農業振興地域内の農用地について行う権利移動において定めるあっせん基準であり、受け手となる農業者の要件や基準面積等を定めており、基準については、国が示す実施要領等に基づき5年ごとに実施される農林業センサスの結果反映等の見直しのほか、農業・農地事情の変動等を勘案して見直しを実施されております。国においては、令和5年3月に地域計画への対応等を含めた要領等の改正が行われ、農業委員会においても、要領等の改正を踏まえ、地域計画が策定されるまでに見直しが必要となることから今回お諮りするものです。なお、直近3年間において、あっせん事業の活用実績は

ありません。

次に、主な改正内容ですが、以下に記載の項目となりますが、(1) あっせん基準における農用地等の権利を取得させるべき者について、農地中間管理機構等が削除され農業を営む者となります。(2) 農用地等の権利を取得させるべき者の要件として、地域計画区域内においては、アの地域計画の区域内に位置付けられている者にあっせんする。イの変更後の地域計画において当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられたときは、その者にあっせんする。ウの地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合には、地域計画の達成に資する者へあっせんする。(3) 地域計画の区域内において農地の所有者から利用権の設定等のあっせん申し出があった場合は中間管理機構の活用を促す。以上、これらの記載を追加、修正しております。

3の改正案ですが、これらを反映させた別紙基準案をご覧ください、基準の構成は、1の趣旨から10のあっせんをしない場合及び別表となり、下線の部分が改正の内容となります。

なお、参考までに、農地中間管理機構の特例事業であります農地売買等事業に活用されており、あっせん基準のうち、別表の基準面積も準用されております。

議 長 議案第257号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第257号について、「原案のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。30ページを御覧ください。報告事項に入ります。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第8まで一括で報告する。]

議 長 「その他」皆様から何か報告等はありませんか。

委 員 (特になし)

議 長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (特になし)

議 長 全ての審議が終了しましたので、以上で第20回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時22分)